

軽井沢町危険木伐採等費用補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、住民が安心安全に生活できる環境を確保するため、予算の範囲内において、危険木の所有者が当該危険木の伐採又は^{せん}剪定（以下「伐採等」という。）を行う費用に対し、補助金を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において「危険木」とは、軽井沢町樹木医診断・相談事業実施要綱に基づき町が実施する事業（次条第2号及び第5条第1号において「樹木医診断・相談事業」という。）において、伐採又は剪定が必要と診断された樹木をいう。

（補助対象者）

第3条 第1条の規定による補助金（以下「補助金」という。）の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する個人とする。

- (1) 伐採等を行おうとする土地及び当該危険木の所有者であること。
- (2) 樹木医診断・相談事業の診断を受けた年度の翌年度末までに、この要綱に基づく伐採等を完了する者であること。
- (3) この要綱に基づき伐採を行う場合においては、補助金の交付を受けようとする年度の翌年度末までに、伐採した危険木の本数と同数以上の樹木を植栽（町長が別に定める要件を満たす植栽に限る。）する意思を有する者であること。
- (4) その属する世帯の全ての世帯員が町税並びに水道料金及び下水道使用料（農業集落排水施設使用料を含む。）を滞納していない者であること。

（補助金の額等）

第4条 補助金の額は、伐採等に要した費用の額（消費税額及び地方消費税額を除く。）に2分の1を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。ただし、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる額を上限額とする。

区分		上限額
危険木を伐採する場合	5 本以下の伐採	10 万円
	6 本以上10本以下の伐採	20 万円
	11本以上の伐採	30 万円
危険木を剪定する場合		5 万円

2 補助金の交付は、一の世帯（住居を共にする者の集まりをいう。）につき1回限りとする。

（交付申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、危険木伐採等費用補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出するものとする。ただし、危険木の剪定のみを行う場合にあっては、第5号に掲げる書類を添えることを要しない。

- (1) 樹木医診断・相談事業における実施報告書の写し
- (2) 伐採等に要する経費の見積書及びその内訳書の写し
- (3) 伐採等を行う場所の位置図
- (4) この要綱により伐採又は剪定を行う樹木の配置図
- (5) 植栽計画書（植栽する樹木の位置、樹種、樹高及び本数その他必要な事項を詳細に記載したもの）
- (6) その他町長が必要と認める書類

（交付決定）

第6条 町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付をするかどうかを決定し、その結果を当該申請者に通知するものとする。

（変更等承認申請）

第7条 前条の規定による交付の決定（次条及び第11条において「交付決定」という。）を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、第5条の規定による申請の内容を変更しようとするとき又は当該補助金の交付の対象となる事業を廃止しようとするときは、速やかに関係書類を添えて、危険木伐採等費用補助金変更（廃止）承認申請書（様式第2号）を町長に提出するものとする。

2 町長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、その結果を当該申請者に通知するものとする。

（実績報告）

第8条 交付決定者は、伐採等が完了した日から起算して30日を経過した日又は交付決定のあった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、危険木伐採等費用補助金実績報告書（様式第3号）に次の各号に掲げる書類を添えて、町長に提出するものとする。

- (1) 伐採等に要した経費の領収書及びその内訳書の写し
- (2) 伐採等前及び伐採等後の状況を撮影した写真
- (3) その他町長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第9条 町長は、前条の規定による報告があったときは、その内容を審査し、適当と認められるときは、交付すべき補助金の額を確定し、その結果を当該交付決定者に通知するものとする。

（交付請求）

第10条 交付決定者は、前条の規定による通知を受けたときは、危険木伐採等費用補助金請求書（様式第4号）により、補助金の交付を請求するものとする。

（交付決定の取消し又は返還）

第11条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該交付決定を取り消し、又は期限を付して補助金の返還を求めることができる。

- (1) 虚偽その他の不正な手段により交付決定を受けたとき。
- (2) 法令又はこの要綱に違反したとき。
- (3) その他町長が不適當と認める事由が生じたとき。

（委任）

第12条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。